

## 平成30年7月豪雨の被害に伴う農業共済の対応について

平成30年7月豪雨の影響により、西日本の広い範囲で甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。島根県では、江の川流域を中心として、江津市、川本町、美郷町などで災害が発生しています。NOSAIとしては、農作物、建物の冠水が報告されており、今後、損害評価に全力を挙げてまいります。

このような状況下において、組合員が被災したことにより共済掛金納入の遅延が発生する恐れがあります。

このため、平成30年7月豪雨にかかる災害救助法の適用（江津市、川本町）を受けた組合となり、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制を確保することによる被災組合員等への支援体制の確立を急務とし、下記の措置を行うこととしました。被災組合員の復旧に向けた努力に対して最大限の支援を行うこととしましたのでよろしくお願い致します。

### 記

#### 1. 共済掛金の払込期限等の延長について

##### (1) 農作物共済

平成30年産の水稲に係る農作物共済については、共済掛金の払込期限を平成30年10月31日まで延長することとします。

##### (2) 家畜共済及び園芸施設共済

家畜共済の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の払込期限が平成30年6月28日から同年10月30日までに満了する場合には、当該期限等をいずれも同年10月31日までに延長することとします。

##### (3) 果樹共済及び畑作物共済

平成31年産の果実に係る果樹共済（短縮方式による収穫共済を除く。以下同じ。）又は平成30年産の大豆に係る畑作物共済については、共済掛金の払込期限を、果樹共済にあつては平成30年10月31日、畑作物共済の大豆にあつては同年8月31日まで延長することとします。

##### (4) 任意共済

任意共済については、共済掛金の払込期限及び継続加入手続きについて、お申し出により最大6か月の延長をすることが可能とします。

##### (5) 共済掛金払込期限等の延長期間中の事故の取扱い

共済掛金払込期限等を延長した場合に、その期間中に生じた事故につ

いて、組合員等の申出により、共済掛金の払込前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合は組合員に対し、組合員等が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することに書面による合意を得ることを条件とします。

以上